

穴粟市手話施策推進方針 実施予定事業

(令和6年1月末時点)

| 評価基準 | 区分 | 評価内容 | 実施率 |
|------|----|-------------------|---------|
| | A | 計画通りに実施できている | 80~100% |
| | B | 概ね実施できているが、検討の余地有 | 60~80% |
| | C | 実施無し又は事業の見直しが必要 | 60%以下 |

| | |
|-------|--|
| 施策1 | 手話に対する理解及び手話の普及 |
| 施策の方針 | 市民や事業者、子どもなどが身近に手話とふれあい、手話やろう者に対する理解を深め、手話を学びやすい機会を提供する |
| 推進施策 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 手話言語の認知・手話やろう者の理解を深めるための普及啓発活動 (2) 手話を慣れ親しむための手話教室の開催・手話を学ぶ環境づくり (3) 市職員に対する手話の理解・普及 (4) 市内事業所を対象とした啓発・手話教室等の開催 |

| 推進 施策 | 事業名 | 所管課 | 事業内容（方法） ★…アクションプラン | 評価指標 | 見込 目標 | 実績 | 評価 | 課題・改善点・その他 |
|----------|---------------------------|----------------|---|---|------------------------------------|----|----|------------|
| (1) | ①しろうチャンネルを用いた手話啓発動画の製作・放送 | 障害福祉課 | 啓発動画をしろうチャンネルで放送し、広く市民へ手話への理解を広げる。 ①しーたん手話講座の製作・放送 ②聞こえの仕組みや聴覚障害への理解を深める動画の製作・放送 | 製作数（しーたん） 製作数（聞こえ等） | 2 2 | | | |
| | ②広報しろうの定期掲載 | 障害福祉課 広報情報課 | 手話言語の国際デー啓発イベント等、手話に関する記事を「広報しろう」に掲載 その他、ホームページ等を利用し、ワンポイントレッスン等啓発 ・掲載回数：2回/年 ・その他啓発 | ・掲載回数 ・その他啓発 | 2 10 | | | |
| | ③手話言語の国際デー啓発イベントの実施 | 障害福祉課 | 手話言語の国際デー（9/23）にあわせ、ライトアップや展示ブースの設置、講演会等を実施する。 ★手話イベントの開催 施策1②-③ | ・実施回数 ・参加者 | 1 50 | | | |
| (2) | ①学校園所等を対象とした手話教室の実施 | 障害福祉課 学校教育課 | 市内学校園所、手話教室の受講を希望する5人以上のグループ等に対し、講師を派遣し手話教室を実施 ・2時間/回 早い段階から手話に触れる機会をつくり、手話や手話を必要とする方への理解を深めるため、市内小中学校で手話教室を実施 学外で、手話に興味のある児童を対象としたこども手話教室を実施 ★市内15校で実施（学校の8割）、4園所実施 ★多言語学習としての実施を勧奨 施策1①-① | ・実施回数（小・中） ・実施回数（小・中） ・実施回数（その他） ・受講者数 ・理解度（ア） ・満足度（ア） | 19 15 2 350 80% 80% | | | |
| | ①難聴児在籍校を対象とした手話教室の実施 | 障害福祉課 学校教育課 | 聴覚に障がいのある児童が在籍している学校に対して、複数回プログラムで手話教室を実施 ★プログラム作成のため、教育委員会及び学校と調整 施策1①-② | ・実施校数 ・実施回数 ・理解度（ア） ・満足度（ア） | 2 6 80% 80% | | | |

| 推進 施策 | 事業名 | 所管課 | 事業内容（方法） ★…アクションプラン | 評価指標 | 見込 目標 | 実績 | 評価 | 課題・改善点・その他 |
|-------------------------------------|-------------------------|---------------------------------|---|--------------------------------------|-----------------------|----|----|------------|
| (2) | ②はじめての手話教室の実施 | 障害福祉課 | 手話に興味のある市民や児童を対象に聞こえや聴覚障がいの理解を深める教室を実施 ・2時間/回 | ・実施回数 ・受講者数 ・理解度（ア） ・満足度（ア） | 2 20 80% 80% | | | |
| | ③通いの場づくり応援事業における手話教室の実施 | 障害福祉課 福祉相談課 | 地域の高齢者団体に対して、健康づくり・介護予防に関する通いの場づくり応援事業ミニ講座の1つとして依頼を受け実施（いきいき百歳体操と同時開催） ・30分/回 ・講師：設置手話通訳者 | ・実施回数 ・受講者数 ・理解度（ア） ・満足度（ア） | 80% 80% | | | |
| | ④民生委員対象手話教室の実施 | 障害福祉課 社会福祉課 他 | 支部定例会等の機会を利用した手話教室を実施 ・1時間×2回 ・講師：ろう者の講師、設置手話通訳者 | ・実施回数 ・受講者数 | 2 30 | | | |
| | ⑤イベントを活用した手話の普及啓発活動 | 障害福祉課 | 市内イベント参加者へ手話の普及を図るため、啓発ブース出展 ★市内イベントにおいて、手話ブースの出展施策1②-④ | ・出展回数 ・参加人数 | 1 100 | | | |
| | ⑥宍粟市で手話検定を開催 | 障害福祉課 | 手話学習への意欲向上を図るため、宍粟市で手話検定を実施する ★検定実施 施策1④-⑦ | ・実施回数 ・受験者数 | 1 10 | | | |
| ①【職員対象】 公立病院、消防署、教職員を対象した手話教室の実施 | 障害福祉課 学校教育課 | 医療、救急、教育関係の業務に従事する職員に対し、手話教室を開催 | ・実施回数 ・受講者数 | 4 60 | | | | |

| 推進 施策 | 事業名 | 所管課 | 事業内容（方法） ★…アクションプラン | 評価指標 | 見込 目標 | 実績 | 評価 | 課題・改善点・その他 |
|----------|------------------------------------|-------|--|----------------------------------|--------------------|----|----|------------|
| (3) | ②【職員対象】 昼休憩時を利用した手話 教室の実施等 | 障害福祉課 | 昼の休憩時間を活用し、手話教室を実施 ・15～20分/回 ・講師：設置手話通訳者 | ・実施回数 ・受講者数（延べ） | 12 120 | | | |
| | ③【職員対象】 新規採用職員を対象とし た手話講座の実施 | 障害福祉課 | 新任職員を対象に新任職員研修時に手話講座を 実施 ・2時間×1回 ・講師：ろう者の講師、設置手話通訳者 | ・実施回数 ・実施時間 | 1 2 | | | |
| (4) | ①事業所への啓発 | 障害福祉課 | 手話の普及に積極的な事業所を協力事業所とし て登録 ★登録事業者の募集 （評価・検証及びカリキュラムの調整） 施策1③-⑤ | ・協力事業所登録数 | 4 | | | |
| | ②事業所を対象とした手 話教室の実施 | 障害福祉課 | ろう者への理解、職場環境の改善などを目的 に、事業所に対して手話教室を実施 ・1.5～2時間/回 ★チラシ配布・手話講座の実施・登録証の発 行・ステッカーの配布 （評価・検証及びカリキュラムの調整） 施策1③-⑤ | ・実施回数 ・受講者数 ・周知回数 ・配布部数 | 4 80 2 20 | | | |

| | |
|-------|--|
| 施策2 | 手話による情報取得及び手話の使いやすい環境づくり |
| 施策の方針 | ろう者が地域で主体的に生活していくために、音声言語による行政情報等の提供や市民が参加する会議等において、手話通訳者等の派遣を行うなど、手話による情報取得ができる環境づくりを実施する |
| 推進施策 | (1) 市主催イベントや議会における手話通訳者の派遣 (2) 手話通訳者派遣事業の充実 (3) 緊急時等の支援体制構築 (4) ICTを活用した意思疎通支援体制の構築 (5) ろう者のコミュニケーション方法の把握 |

| 推進施策 | 事業名 | 所管課 | 事業内容（方法） ★…アクションプラン | 評価指標 | 見込目標 | 実績 | 評価 | 課題・改善点・その他 |
|------------|-------------------------|----------------|--|--|-----------------------------------|----|----|------------|
| (1) (2) | ①意思疎通支援事業 (手話通訳者の派遣) | 障害福祉課 | ろう者又はろう者と意思疎通を図る必要がある人に対して手話通訳者を派遣 <ul style="list-style-type: none"> 手話通訳者等の派遣調整業務（個人・団体） 登録手話通訳者の健康管理業務（保険・けいわん検診） 設置手話通訳者の配置 庁舎内での手話通訳業務 ろう者に対する窓口相談、対応 | <ul style="list-style-type: none"> 派遣件数（全） 派遣件数（手） 登録者数 受診者数 設置通訳者数 窓口相談件数 | 700 430 15 8 2 350 | | | |
| (2) | ②日中の居場所・交流スペースの提供 | 障害福祉課 | ろう者が自分たちの言語で自由に交流できる居場所を提供する。 (実施方法について、関係団体と協議) | <ul style="list-style-type: none"> 実施回数 参加者数 | 1 30 | | | |
| (3) | ①災害時の支援体制 | 障害福祉課 危機管理課 | 災害時の支援体制の充実について、関係部局と連携、調整 <ul style="list-style-type: none"> 市防災訓練への参加調整 福祉避難所での意思疎通支援 ★定期的な訓練の実施（訓練内容の評価・検証） 施策2①-① | <ul style="list-style-type: none"> 訓練参加者数 福祉避難所参加者数 コミュニケーションボードの活用 | 4 4 有 | | | |

| 推進 施策 | 事業名 | 所管課 | 事業内容（方法） ★…アクションプラン | 評価指標 | 見込 目標 | 実績 | 評価 | 課題・改善点・その他 |
|----------|---------------------------------|-------------------|---|----------------------------|---------------|----|----|------------|
| (3) | ②緊急時（急病・事故・火事）の派遣体制の構築 | 障害福祉課 | 担当課に緊急携帯を設置し、夜間休日の緊急時における派遣体制を構築 ・緊急対応者（手話通訳者）の登録、連絡名簿の作成 ・緊急時の対応について、西はりま広域消防本部と連携 ・緊急時対応名簿を作成し宿直室へ設置 | ・対応件数（派） ・対応件数（設） | | | | |
| | ③コミュニケーションボードの活用 | 障害福祉課 危機管理課 | 意思疎通を円滑にするため、災害時の避難所や日常生活時に活用できるコミュニケーションボードを作成しており、避難所等に設置する ★避難所設置、自治会・民生委員への配布等、必要な箇所への設置 ★買い物用ボードの作成 施策2①-① | ・設置数 ・配布数 | 29 60 | | | |
| | ④Net119緊急通報システム利用登録に係る周知・申請サポート | 障害福祉課 西はりま消防組合 | Net119の利用登録に係る周知及び利用登録サポート、緊急通報の練習を、西はりま消防組合と連携して実施 ★西はりま消防組合と連携し利用登録説明会、練習会の実施 施策2②-② | ・登録者数 ・新規登録者数 ・練習参加者 | 25 5 3 | | | |
| (4) | ①ビデオ通話、通信アプリによる対応 | 障害福祉課 | ろう者が自宅から（簡易な）相談、問合せに対応するため、タブレット端末を設置し、手話通訳者がテレビ電話、通信アプリで対応 ・設置数 1台 ・設置場所 障害福祉課 | ・設置箇所 ・設置数 ・相談件数 | 1 1 150 | | | |
| | ②ICTを活用した支援体制の調査・研究 | 障害福祉課 | 先進地でも取り組み事例を参考に、宍粟市で実施可能な方法について調査、研究を実施 障害福祉課窓口に設置しているタブレットでの、ユーティーク利用について検証 ★導入市町の調査結果の評価・検証 施策2④-③ | | | | | |
| (5) | ①ろう者のコミュニケーション方法把握のためのアンケート | 障害福祉課 | ろう者の手話言語の使用人数、手話以外でのコミュニケーション方法の把握のため、アンケートを実施 ★コミュニケーション方法の使用実態の把握、情報の活用 施策2⑤-④ | | | | | |

| | |
|-------|--|
| 施策3 | 手話通訳者の配置の拡充及び待遇改善 |
| 施策の方針 | ろう者が日常生活の様々な場面で手話による意思疎通を行い、自立した生活を送るために設置通訳者及び手話通訳者の確保及び養成を実施する |
| 推進施策 | (1) 設置手話通訳者の待遇改善 (2) 手話奉仕員養成講座の実施 (3) 手話通訳者の確保・養成 (4) その他意思疎通支援事業に必要な事業 |

| 推進 施策 | 事業名 | 所管課 | 事業内容（方法） ★…アクションプラン | 評価指標 | 見込 目標 | 実績 | 評価 | 課題・改善点・その他 |
|----------|--------------------|-------|--|-------------------------------------|---------------------|----|----|------------|
| (1) | ①設置手話通訳者の配置 | 障害福祉課 | 庁内の各種手続きへの通訳対応、派遣調整を行うため、手話通訳者を設置 設置手話通訳者の正規職員化 ・設置手話通訳者数 2名 (①週5日、②週4日：6h/日) | ・設置通訳者数 ・窓口相談件数 ・訪問対応件数 | 2 350 10 | | | |
| (2) | ①手話奉仕員養成講座（入門編）の実施 | 障害福祉課 | 手話に関心のある者及び奉仕員活動に興味のある者を対象に、手話奉仕員養成講座を実施 ・2時間×21回/年 ・R1より入門・基礎を同時実施 | ・実施回数 ・受講者数 ・修了者数 ・サークル加入者 | 21 15 10 3 | | | |
| | ②手話奉仕員養成講座（基礎編）の実施 | 障害福祉課 | 手話に関心のある者及び奉仕員活動に興味のある者を対象に、手話奉仕員養成講座を実施 ・2時間×23回/年 ・R1より入門・基礎を同時実施 | ・実施回数 ・受講者数 ・修了者数 ・サークル加入者 | 23 10 10 2 | | | |

| 推進 施策 | 事業名 | 所管課 | 事業内容（方法） ★…アクションプラン | 評価指標 | 見込 目標 | 実績 | 評価 | 課題・改善点・その他 |
|----------|--------------------------|-------|---|---|---------------------------|----|----|------------|
| (2) | ③手話教室や養成講座受講後の復習用テキストの配布 | 障害福祉課 | 兵庫県聴覚障害者情報センター作成パンフレットを、手話教室受講者等に配布 (市独自の様式について検討) | ・配布数 | 400 | | | |
| (3) | ①レベルアップ講座の実施 (クラス1) | 障害福祉課 | 手話通訳者養成講座受講予定者又は手話通訳者 全国統一試験受験予定者 ・2時間×5回/年 ・講師：兵聴協へ依頼 | ・実施回数 ・受講者数 ・理解度（ア） ・満足度（ア） | 5 3 80% 80% | | | |
| | ②レベルアップ講座の実施 (クラス2) | 障害福祉課 | 手話奉仕員養成講座終了程度 ・2時間×5回/年 ・講師：地元講師へ依頼 | ・実施回数 ・受講者数 ・理解度（ア） ・満足度（ア） | 5 10 80% 80% | | | |
| | ③手話通訳者全国統一試験 対策講座の実施 | 障害福祉課 | 手話通訳者全国統一試験受験者に対して、試験前に対策講座を実施 ・2時間×5回/年 ★登録手話通訳者確保のため、継続実施 施策3①-① | ・実施回数 ・受講者数 ・理解度（ア） ・満足度（ア） ・合格者数 | 5 3 80% 80% 3 | | | |
| | ④登録意思疎通支援者現任 研修の実施 | 障害福祉課 | 登録手話通訳者に対して、（困難事例）事例検討を主とした現任研修を実施 ・2時間×3回/年 ★技術向上のため、継続実施 施策3③-⑤ | ・実施回数 ・受講者数 ・理解度（ア） ・満足度（ア） | 3 15 80% 80% | | | |
| | ⑤登録手話通訳者の有資格 化 | 障害福祉課 | 適切な情報保障及びコミュニケーション支援を行うため、登録者の有資格化を実施 ★派遣活動調査の実施 ★基準登録者の増員に係る課題把握 施策3①-② | ・有資格者 ・有資格率 | 12 85% | | | |

| 推進 施策 | 事業名 | 所管課 | 事業内容（方法） ★…アクションプラン | 評価指標 | 見込 目標 | 実績 | 評価 | 課題・改善点・その他 |
|----------|-----------------------------------|-------|---|--|-----------------------|----|----|------------|
| (3) | ◎手話通訳士試験対策講座 の実施 | 障害福祉課 | 適切な情報保障及びコミュニケーション支援を 行うために手話通訳者に対して手話通訳士試験 対策講座を実施し、資格取得支援を行う。 ★登録者中の有資格者の数が50%を超えてい るので、継続して実施 施策3①-③ | <ul style="list-style-type: none"> 実施回数 受講者数 理解度（ア） 満足度（ア） | 5 10 80% 80% | | | |
| (4) | ①けいわん検診受診費用公 費負担の実施及び受診率向 上 | 障害福祉課 | けいわん検診受診者に対して、検診費用を負 担、受診率の向上 ・公費負担額 検診費用全額（6,696円/人） ★全登録者に対して受診勧奨 （他市町での受診も勧奨） 施策3②-④ | <ul style="list-style-type: none"> 受診者数 受診率 | 8 60% | | | |
| | ②登録者の資格に応じた派 遣調整の明確化 | 障害福祉課 | 資格や経験を積んだ通訳者の派遣が必要な場合 など、資格区分に応じた派遣調整ができるよ う、派遣内容を区分化 | | | | | |
| | ③福祉サービス総合保障保 険の加入 | 障害福祉課 | 派遣者の活動中などの事故等の保障を行うた め、福祉サービス総合保障保険（全社協）に加 入 ・加入プラン：Cプラン、感染症補償（新型コ ロナウイルス感染症も対象） | <ul style="list-style-type: none"> 加入の有無 保険適用件数 | 有 0 | | | |
| | ④意思疎通支援事業連絡会 の開催 | 障害福祉課 | 登録意思疎通支援者との連絡会を開催し、登録 者及び行政間で派遣事業に係る課題等を情報共 有 ★支援者間の連絡、情報共有のため継続実施 施策3③-⑤ | <ul style="list-style-type: none"> 開催回数 | 1 | | | |